四　立川市道一級十六号線及び武蔵村山市道三号線（殿ヶ谷通り・平和通り・平和西通り）

西砂町宮沢交差点から老人福祉館北交差点

五　武蔵村山市道二号線（江戸街道）

老人福祉館北交差点から市立十小南交差点

六　武蔵村山市道九号線（薬師通り）

市立十小南交差点から武蔵村山高北交差点

七　都道五号線（新青梅街道）

武蔵村山高北交差点から箱根ヶ崎駅西口交差点

八　都道一六三号線（羽村街道）

箱根ヶ崎駅西口交差点から羽村動物公園東交差点

九　羽村市道二〇一号線（動物公園通り）

羽村動物公園東交差点から武蔵野台交差点

十　福生市道幹線Ⅱ－十九号線（加美立体通り）

武蔵野台交差点から福生加美交差点

十一　都道二十九号線（新奥多摩街道・奥多摩街道）

福生加美交差点から内出交番前交差点

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれる道路並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

二　霞ヶ関カンツリー倶楽部周辺地域

期間　平成二十九年十一月五日

地域　次に掲げる地点を順に結んだ線及び一に掲げる地点と十に掲げる地点とを結んだ線により囲まれる区域

一　埼玉県川越市大字笠幡三百四十四番地一先側近に位置する東日本電信電話株式会社所有の電柱（本町幹右９／左４／１２）

二　埼玉県川越市大字笠幡二千百五十四番地先側近に位置する東京電力株式会社所有の電柱（芳地戸８７）

三　埼玉県日高市大字高萩千九百八十九番地七先側近に位置する東京電力株式会社所有の電柱（宮前１５０）

四　埼玉県日高市大字下大谷沢四百六番地先側近に位置する東電力株式会社所有の電柱（宮前２８２）

五　埼玉県日高市大字下大谷沢八十五番地一先側近に位置する東京電力株式会社所有の電柱（大谷沢２１６）

六　埼玉県狭山市柏原七百四十二番地先側近に位置する東京電力株式会社所有の電柱（智光山３５６）

七　埼玉県狭山市柏原二千三百二十五番地の六先側近に位置する東京電力株式会社所有の電柱（北本宿３０１）

八　埼玉県狭山市柏原三千九百五番地の百九十五先側近に位置する東京電力株式会社所有の電柱（東電城越１）

九　埼玉県川越市大字安比奈新田二百四十四番地先側近に位置する東京電力株式会社所有の電柱（県立１３３）

十　埼玉県川越市大字笠幡七十九番地七先側近に位置する東京電力株式会社所有の電柱（霞中１８４）

三　赤坂プレス・センター周辺地域

期間　平成二十九年十一月五日から平成二十九年十一月七日まで

地域　東京都港区

西麻布一丁目、西麻布二丁目、西麻布三丁目（一番及び二番、十七番から二十四番）、西麻布四丁目、南青山一丁目（二十六番、南青山二丁目（三十四番及び三十五番）、南青山四丁目（二十三番から二十八番）、南青山六丁目（三番から十一番）、南青山七丁目（三番、八番から十二番）、六本木六丁目（一番から十番）、六本木七丁目

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

四　帝国ホテル周辺地域

期間　平成二十九年十一月五日から平成二十九年十一月七日まで

地域　東京都千代田区

内幸町一丁目、内幸町二丁目、霞が関一丁目（一番から四番）、有楽町一丁目、有楽町二丁目（一番から五番）、日比谷公園

東京都中央区

銀座五丁目（一番及び二番）、銀座六丁目（二番から四番）、銀座七丁目（二番及び三番）

東京都港区

新橋一丁目（一番から三番、十三番から十八番）、虎ノ門一丁目（一番）、西新橋一丁目（一番から六番）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

五　内閣総理大臣官邸周辺地域

期間　平成二十九年十一月五日から平成二十九年十一月六日まで

地域　東京都千代田区

霞が関二丁目、霞が関三丁目、永田町一丁目、永田町二丁目

東京都港区

赤坂一丁目（一番から六番、八番及び九番）、赤坂二丁目（一番から十番）、赤坂三丁目（一番から八番）、虎ノ門二丁目（一番及び二番）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれる道路を除く。

六　皇居周辺地域

期間　平成二十九年十一月六日

地域　東京都千代田区

皇居外苑、丸の内一丁目（一番）、霞が関一丁目（一番）

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道四〇三号線（永代通り）、国道一号線（日比谷通り）及び都道一四五号線（霞門から霞が関一丁目）を除く。